

環境訴訟における検証の意義

長 島 光 一

要 旨

環境訴訟において、実際に現場に「行って見て感じる」ことは重要な判断材料の一つになる。しかし、検証手続を用いて実際に現場を見ることは、裁判官・書記官の負担が大きく、その反動として、検証を回避しようとするのが考えられる。しかし、そうした手続の煩雑さ・負担感ゆえに、意義のある現場での検証を回避することは本末転倒である。そこで、「事実上の検証」と呼ばれる進行協議期日を用いた手続によって現場を見ることが行われている実務に注目する。検証の負担とされる書記官の調書作成等を、当事者がその結果を書証として作成・提出することで代替でき、その評価につき、原告・被告の意見を対峙させることで、裁判官の心証形成にもより資すると考えられる。これにより、検証を裁判官の内なる記憶にとどめるのではなく、当事者間の意見交換の機会にもなり、手続保障を実現することにもなる。もっとも、民事訴訟法理論上は、こうした回避手段を用いるのではなく、手続としての検証を用いるべきであるとも考えられるが、当事者と裁判官が合意により、柔軟な対応ができる方法を採用することは、現場まで行くという判断をしやすくなり、審理の迅速化や判断材料の増加にもなることで合理的といえ、こうした運用を支持し、現場に行くことに躊躇がないようにすべきである。

キーワード：検証，環境訴訟，進行協議期日，事実認定，裁判所書記官

目 次

1. はじめに
2. 検証についての民事訴訟法上の位置づけ
3. 「ふるさとを返せ津島原発訴訟」における検証の実践
4. 検証の取扱いにおける課題に対する考え方
5. 終わりに

1. はじめに

民事裁判における「議論」は、基本的には当事者が準備する書面や陳述書など「言葉」によるものがほとんどである。一方で、法廷における当事者尋問、証人尋問などを通して、そうした「言葉」の背景事情を探っていくことになる。しかし、このような膨大な資料の中から、言語化

され、文字媒体として、表現された情報のみによって裁判が支えられているわけではない。すなわち、現場を見たりするなどして、いわゆる「五官」⁽¹⁾を用いて、そこで得た心証を加味して、裁判官は判断することになる。

こうした「言葉」・「文字」として捉えきれない実態を理解することが重要である理由は、この言葉による表現の前提となっている「自らの意思を明確に表明することができる」、「自己決定ができる」という法学における基本的な人間像・訴訟観に対して、現実的にそれでは足りないからである。訴訟では、様々な情報のやり取りが行われているが⁽²⁾、文字情報だけでは、先入観や想像によってバイアスがかかってしまい、問題の本質をつかめないことがあると思われる。

特に、環境訴訟においては、その自然環境や被害実態について、どのような場所でどのような背景のもとで当事者がそのような主張をしているのか、その「空気感」・「スケール観」は容易に説明しつくせないという限界がある。こうした限界を抱える環境訴訟において、現場を見るということは、それによって、法廷に現れる言葉ではとらえきれない「空気感」・「スケール観」を知ることができるという意味において、大変意義が大きいと思われる。

ところで、フィールドワークは、社会学において一般的な方法として行われている。フィールドワークとは、「研究関心の対象である現地へ行って直接データを収集すること」と定義づけられる⁽³⁾。現場で見たり聞いたりする中で、課題を発見し、その本質を明らかにし、課題を解決していくというものである。法学においても、現場を見たり、当事者の声に耳を傾けることで、書面には表れてこない実態を見出すことができ、そうした検収手法は確立している⁽⁴⁾。こうした観点は、法廷で当事者の主張・立証をもとに事実を認定し、法的判断を下す裁判官にとっても同様であると思われる。

そこで、民事訴訟法において、現場で見たり聞いたりするフィールドワーク的な手続があるのかというと、「検証」という手続がある（民事訴訟法 232 条以下）。しかし、従来、現地調査的な意味合いの検証の法的な位置づけについての議論は乏しかったと思われる⁽⁵⁾。その背景には、検証という手続が、厳格かつ使いにくいものになっているということがあり、実際に現地を見るときも、検証という手続を用いずに異なる取扱いをしているからではないかと考えられる。

本稿では、環境訴訟における「検証」に焦点を当てて、民事訴訟における「現場を見る」ことの意義と手続的な課題を分析してみたいと思う。以下に、検証についての民事訴訟上の位置づけを確認し⁽²⁾、事例として、環境訴訟のひとつとして、2019 年 10 月現在、訴訟係属中である「ふるさとを返せ津島原発訴訟」における検証（手続上は、事実上の検証）を紹介する⁽⁶⁾⁽³⁾。それをふまえて、検証の取扱いについての課題とそれに対する考え方を整理し⁽⁴⁾、最後にまとめる。

2. 検証についての民事訴訟法上の位置づけ

(1) 検証の一般的な意義と方法

「百聞は一見に如かず」という言葉がある。現場を見ることで、書面とは異なる実際の状況を

確認することができ、真実に近づくことが可能になることもある。そこで、注目すべきなのがこれを実現しうる検証という手続であるが、検証は、「裁判官がその資格、聴覚などの感覚作用によって事物の形状、性質、現象、状況を感じ、その判断内容を証拠資料とする証拠調べの1方法」⁽⁷⁾であると定義づけられている。裁判官の五官、すなわち、境界の確定、家屋の朽廃状態の検査、事故現場の確認といったような視覚に加え、騒音調査のような聴覚、悪臭検査のような臭覚、食品の品質検査のような味覚、製品の手触りのような触覚も含まれ、それぞれ用いられている⁽⁸⁾。もう少し詳細に述べると、視覚については、各種事故による損害賠償請求事件における事故発生現場の状況、土地境界画定事件における係争土地部分や境界付近の状況などを対象に、実際に自分の目で見ることである。味覚については、特許権侵害事件で食品の味をみるなど、主に食品について味を確かめることである。触覚については、日照妨害事件の際の室温や湿度調査など、触れるだけでなく、体感することも含まれる。聴覚については、騒音や排気ガスを排出している工場の操業差止めおよび損害賠償請求事件において、騒音の程度を調べるなど、耳で音の大きさの程度を確認することである。臭覚については、排気ガスの悪臭を調べることなど、臭いを感じることである。物や環境という客体を調べるものであるが、その対象が人間であることもありうる。例えば、その容姿、髪の色、病状などを検査・観察する場合であり、その限りで人間も検証物となる⁽⁹⁾。

一般に、専門訴訟は、実際に現場や現物を見てみないとイメージがわからないこともあり、分野ごとの検証についての用いられ方の整理もなされている。

例えば、知的財産訴訟における検証は、製造方法の特許における侵害者によって実際に行われている製造工程について検証手続を利用して証拠化したり、実際に販売されている物を見るなどが行われている（検証物としての提出）⁽¹⁰⁾。

交通事故訴訟における検証は、交通事故現場の状況や自動車（クレーン車やトラック）の装置の状況、後遺障害を負った被害者の醜状などで用いられている⁽¹¹⁾。

建築訴訟における検証は、建物の現状の把握や瑕疵の状況を確認する際に用いられることが考えられる⁽¹²⁾。

環境訴訟も、こうした専門訴訟の類型同様、騒音や悪臭などを対象として現地での検証が行われており、騒音・排気ガスの被害の程度につき裁判官自ら実態を体験することは「体験的検証」とも呼ばれる⁽¹³⁾。

訴訟代理人は、検証申請前にその物や場所をよく見ているので事件の内容を十分に把握できるが、裁判官はそれを見ていないため、状況が把握できず、書面での説明もくどくなってしまう状況があるという⁽¹⁴⁾。こうした状況を解消すべく、検証を用いることが重要であるといえる。

(2) 環境訴訟における検証の実施

環境訴訟においては、過去、数多くの検証が実施されてきた⁽¹⁵⁾。騒音被害における現地での騒

音の程度など聴覚による検証、悪臭被害における悪臭を調べるなど臭覚による検証などが代表例である。もっとも、環境訴訟では、対象が物に限らず、例えば、空港または新幹線の近傍において、どの程度の騒音被害が生ずるかというような検証をするなど、旧来の検証物という概念が必ずしも適合しないことがあった⁽¹⁶⁾。そこで、様々な工夫の中で、検証を実現させ、裁判所に被害を理解してもらうための検証が利用されている⁽¹⁷⁾。

(3) 検証原型説とその批判から考える検証の意義

検証は、事実認定の主体である裁判官が第三者の認識・判断を介在させないで直接に検証目的物から証拠資料を収集するところに特徴がある⁽¹⁸⁾。そして、直接主義の要請⁽¹⁹⁾から、当該裁判体を構成する裁判官による検証が望ましいが、受命裁判官・受託裁判官による検証もある。

この裁判官の直接的なアクセスに注目をして、直接に事実判断を行う点につき、理論的には、最も基本的な証拠調べの方法ともいわれている（検証原型説）⁽²⁰⁾。この検証原型説は、証拠調べというものは裁判官の五官を通じて証拠方法から証拠資料・証拠原因を得ている過程にほかならず、したがって、裁判官の五官によることを正面から打ち出している検証が最も基本的な証拠調べであるという意味である。

この考えに対して、証拠調べの過程と検証の特質を説明してはいるが、証拠調べの方式選択基準としては、証拠調べの態様だけでなく、①要証事実との関連における当該証拠方法の取り調べの目的、②当該証拠方法の属性、③証拠調べ手続それ自体の効率性、コストなどを考慮する必要があり、証拠調べの方式の選択において、直ちに検証を原型とすることはできないと指摘される（検証消極説）⁽²¹⁾。

もちろん、全ての事案に検証が必要とは言えないが、こうした検証を限定的に捉えるものに対しては、事件の被害者の家族や被害者本人にとって、現場を見てほしいという感情があることに注目すべきであろう⁽²²⁾。事件の当事者は、判断をする者に現場を見てどういう形で事故が起きてどうなったのかを知ってほしいという気持ちがあり、検証によって当事者の満足度・納得度が増すことによって、後の訴訟手続や和解がスムーズにいくことも指摘されている⁽²³⁾。裁判官が、（自らの）事実認定や心証形成ができればいいと考えがちなことに対して、裁判官の適正な心証形成という結果に加えて、どういうプロセスで心証形成されるのか当事者にもわかる形が好ましく⁽²⁴⁾、こうした観点から考えると、消極説にいう「効率性」や「コスト」は短期的・直近的なものにとらわれず、長期的な紛争解決の視点から考える必要があると思われる⁽²⁵⁾。

(4) 検証の手続

検証は、当事者による検証の申出によって開始される⁽²⁶⁾（民事訴訟規則 150 条）。裁判官は、検証による証拠調べの必要性があると認めれば、直ちに目的物について検証の目的を達するための認知行動、すなわち、申し出られた目的物と実際の目的物の同一性を確認した上で、目的物の

形状等を認識する⁽²⁷⁾。

検証の時期⁽²⁸⁾については、訴訟の早い時期か、結審直前か、議論がある⁽²⁹⁾。早い時期にやれば、当事者も裁判所も事案の内容を正確に把握することができ、証人尋問の場合も検証調書を利用して臨場感のある応答ができる。そして、検証の場で証人尋問をすれば大いに能率も上がる。検証をしたときやその直後に和解が成立することもあり得る。

しかし、あまりに早いタイミングで検証を実施してしまったら、裁判体の構成が変わってしまい、和解や判決を担当する裁判官は検証調書しか見ていないというケースもあり、直接主義の観点からも問題が生じる。

そこで、検証を実施するような事件は、なるべく集中審理をして、検証した裁判体が和解や判決を担当できるように、当事者と裁判所（裁判官・書記官）が協力して、審理計画をたてるべきであろう⁽³⁰⁾。

その上で、検証の時期は、人証の取調べに入る前の比較的早期の実施が望ましく⁽³¹⁾、「複数の現場における検証を円滑に実施するため、事前の打合わせで、当事者と協議して、検証の日時、場所及び方法を選定し、検証当日のスケジュールを組んで書面化し、このスケジュールに沿った検証を実施」し、「当事者の指示説明については、事前または事後に指示説明書を双方に提出させ」る。「これにより、当事者の指示説明内容の正確性を期することができるし、検証調書の作成も容易になる」とされる⁽³²⁾。こうした検証当日のスケジュールを綿密に組み、当事者の指示説明についても、当事者から適時に書面で提出させるといった工夫により、検証への対応を適切にすることができよう。

検証を行うに際しては、事前の進行協議で、どこを検証の対象とするか、検証の対象として適切か、どのようなルートで指示説明を行うか、誰が説明を行うか、所要時間はどれくらいかについて、原告・被告双方が意見を出し合って、事前に確認することが望まれる⁽³³⁾。現場を見るだけでなく、その現場でどのようなことが発生したか等、当事者の指示説明が不可欠である場合が多いため⁽³⁴⁾、その対応も必要となる。

実際に、ハンセン病違憲国賠訴訟では、詳細な指示説明事項を期した検証指示説明書を提出するとともに、過去の園の様子を浮かび上がらせるために、過去の療養所の記念誌や倉庫に保管されていたアルバムから接写した写真撮影報告書を提出し、当日は、原告が自らの言葉で語り、弁護士が若干の補足説明をしたという⁽³⁵⁾。

検証が終了すれば、その結果が裁判所書記官によって調書に記載される（民事訴訟規則 67 条 1 項 5 号）。検証結果は、検証の実施によって得られた裁判官の認識であり、調書作成者たる裁判所書記官自身の認識とは区別される。検証の結果の調書記載について、検証は裁判官が行うものである以上、裁判官が感得したものを記載すべきとする考え方⁽³⁶⁾がある一方、調書の作成権限つまり公証権限は書記官にあることから、書記官が感得したものを記載すべきとする考え方もある⁽³⁷⁾。検証の結果は、検証調書としてまとめられるが、物の性状を文書として表現するのが

困難な場合が多いので、検証調書にはできるだけ文章を少なくし、写真や図面を多用するとよいとされる⁽³⁸⁾。

検証物の同一性は認定されなければならない⁽³⁹⁾。検証の対象となるべき目的物と、実際に検証を実施しようとする目的物との同一性が認定されなければ、検証は実施されない。しかし、対象は多様であることから、書証と異なり、形式的証拠力としてこれを強く意識するまでもないと思われる。

(5) 検証協力義務

検証手続を考える上で、検証申出当事者が自ら検証物を提示する場合および所持者が検証物送付嘱託に応じる場合を除いて、申出者は、所持者たる相手方当事者または第三者に対して検証物提示命令の申出をなし得る。そして、「命令を受けた所持者は、目的物を裁判所に提出するか、またはその所在場所において検証の実施を受任しなければならない」⁽⁴⁰⁾ という検証協力義務があることが重要といえる。

そもそも、検証は、事物の形状等の認識を目的とする証拠調べであり、裁判権に服する者が真実発見に協力する義務を制限すべき合理的根拠が存在しない⁽⁴¹⁾。そして、につき一般的義務が規定されている以上、検証協力義務を限定的義務とする根拠も存在しない⁽⁴²⁾。「人の意思、判断等」を対象とする書証も一般義務とされたのだから、「人の意思、判断等」ではなく「外形」を検査・観察する検証も限定義務とするに及ばず、検証を一般義務と解することに支障はないといえる⁽⁴³⁾。したがって、検証協力義務は、我が国の主権に服する者の公法上の一般義務であるといえる⁽⁴⁴⁾。

もし、検証協力義務に違反した場合、当事者であれば真実擬制、第三者であれば過料が課せられ得る。

(6) 現場検証

検証手続において、通常は、対象物を裁判所に持ってきて、それを見て評価することになる。一方、環境訴訟では、現場での被害実態を見ることを目的とするために、裁判所外において検証ができるかが問題になる（現場検証）。この現場検証は、どの場所で検証をするのか、事前に指定しておく必要があり、たどり着いた場所が申請された場所と異なることが判明すれば証拠調べは実施されない⁽⁴⁵⁾。

この現場検証について、検証消極説の立場から、他に代替できるものがあればそれによって代替すべきという考え方がある。もちろん、検証をすることの負担もあると思われるが⁽⁴⁶⁾、事故現場の状況や係争土地部分や双方の主張する境界線付近の状況については、視覚による検証に代えて、それぞれの状況を撮影した写真・ビデオテープを、撮影状況を明らかにした図面とともに提出することを求め、これを準文書として取り調べるといった代替手段も考えられるからである

(民事訴訟法 231 条, 民事訴訟規則 147 条)。これにより, 事故現場や係争土地部分等についての検証を実施する必要がなくなり, 検証が実施される件数もそれにより次第に少なくなっているという指摘もある⁽⁴⁷⁾。実際に, 建築訴訟でも, 建物の現状の把握は, 準文書の活用によって行われると指摘されている⁽⁴⁸⁾。

もっとも, 検証は, 裁判官が, 「事故現場を歩き回り, 様々な方向角度から現場を確認しており, 視覚と空間的感覚・時間的感覚を総合して事故現場の状況についての一定の認識を得ているのが現実」⁽⁴⁹⁾ともあり, その認識は, 空間的・時間的な知覚として存在し, 視覚のみから得られる認識に留まるものではないという指摘にこそ, 現場検証の意義があると思われる⁽⁵⁰⁾。環境訴訟では, 公害等の発生源である工場等の検証(証拠調べとしての検証)に関し, 現場を見分したことにより, 事件の争点が明確になり, その後の証人尋問にも役立ち, 釈明処分的な効果が大きいと指摘されている⁽⁵¹⁾。

一方で, 現場検証は, 騒音訴訟を例にとると, 裁判官自身にも騒音被害またはその防止対策の効果等を現地において体験してもらいたいという趣旨で申請されることもあるが⁽⁵²⁾, 長期間にわたる騒音被害と主張されるものの実情が検証時のわずかな体験によって正確に把握し得るとは限らない。なぜなら, 騒音の状況は, 1 日のうちですら目まぐるしく変化するので, 一時の事情を事実認定や損害額の評価にストレートに利用することには慎重でなければならないからである⁽⁵³⁾。土壤汚染についての訴訟の場合, その汚染場所を見るときも, 汚染源がわかるわけではないことにも留意する必要がある⁽⁵⁴⁾。

しかし, 一方で, 「裁判所が当事者の指示説明を受けながら現地を検分することにより, 現場の状況を把握できるのはもちろんのこと, 書証や証言等の内容をより理解しやすくなるから, 現場検証には相応の意義があり, 検証を求める当事者に対する心理的な影響も無視しえないであろう」と指摘される⁽⁵⁵⁾。もちろん, 騒音や排気ガス等の公害事件で被害の程度を裁判官が体験するという「体験型検証」を行う際, 原告のイベントとして行って終わりにするのではなく, その結果が争点に対する判断に生かせるものである必要がある⁽⁵⁶⁾, そうした点に留意しつつも検証の意義の大きさを念頭において, その採否を検討すべきである。

(7) 検証の採否の判断基準

検証の申出について, その採否は裁判所の必要性の判断にゆだねられており, 裁判所が必要でないと認めるものは取り調べることを要しない(民事訴訟法 181 条)。

単純な検証申出の場合, 裁判所は, 争点に関連性があり重要であると認めれば, 証拠決定を行って, 直ちに検証を行う。検証物の提示または受忍を命ずる旨の申立てによる検証申出の場合, その第三者を審尋した上で, 裁判所は決定をもって掲示または受忍を命ずる。相手方, 又は第三者が掲示義務または受忍義務を争った時は, この申立てをした者がその要件について立証責任を負い, この場合, 決定手続ではあるが, 疎明ではなく, 証明しなければならない⁽⁵⁷⁾。他の証拠に

より十分な心証を得ていて、検証を不必要であるときは検証を採用しない⁽⁵⁸⁾。

例えば、大阪国際空港訴訟において、航空機騒音の程度及び原告らの日常生活に与える侵害の実態を立証するための取材フィルムを検証の申出につき、裁判所による検証その他直接の証拠による立証が可能なこと、取材フィルムの検証は直接の検証等に比して証拠価値が劣ること等を理由に、申し出を却下したとされる（大阪地決昭和46年11月15日判時651号28頁）。

もっとも、現場検証を活用することは訴訟の促進に役立ち得るが、時間的・費用的制約から実務ではなかなか思うようにならないのが実情であるという指摘が、従来よりされている⁽⁵⁹⁾。

裁判官が検証の採用について消極的な理由⁽⁶⁰⁾としては、①検証の結果を調書に作成することの困難さ、すなわち、検証の対象となる事項が複雑になるに従って、より専門的な知識が要求され、検証結果の表現が難しくなる、②検証に相当時間を取られること、すなわち、現場での見分時間に相当な時間がかかり、証拠調べ期日に余裕のない現状ではなかなか検証期日の指定が困難である、といった点が指摘されている。

しかし、そうした実情があるからといって、採否を押し込む必要性はないと考えられる。検証申出については、「裁判所は検証によって証明すべきものとされた事実が争点に関連があり、かつ重要でもあって、検証実施が争点判断に有効である場合」（関連性・重要性・有効性テスト）、検証採用を決定することになると指摘されているが⁽⁶¹⁾、判断基準は、こうした一般的な要件に該当するか否かで判断すれば足り、検証をあえて補充的に考える必要性はないと思われるからである。

3. 「ふるさとを返せ津島原発訴訟」における検証の実践

(1) 「ふるさとを返せ津島原発訴訟」の概要

実際に検証を行った実践例に基づき、どのような流れで検証に至ったのかを整理する。検証自体、その事案に応じて、原告及び弁護士が何を見せたいのかによって、様々な方法論があると思われる。したがって、以下に述べる実践はそうした数多くの実践のひとつにしかないと思われるが、一つの検証に至るプロセスとして興味深い事例であると思われるため、取り上げたいと思う。

本稿において紹介する「ふるさとを返せ津島原発訴訟」（以下、「津島訴訟」とよぶ）とは、平成23年3月11日の福島第一原発事故に伴う放射能汚染によって「ふるさと」を追われた、浪江町津島地区の住民による集団訴訟である。2019年11月現在、津島地区住民の約半数となる約230世帯700名の住民が参加している。平成27年9月29日、国及び東京電力を被告として、福島地方裁判所郡山支部に提訴し、訴訟係属が続いている。

請求の趣旨は、次の通りである。

- 1 被告らは原告らに対し、別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故によ

- り放出された放射性物質による同地域の放射線量（以下「本件原発事故由来の放射線量」という。）を毎時 0.046 マイクロシーベルトに至るまで低下させる義務があることを確認する。
- 2 被告らは原告らに対し、別表 1 記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、本件原発事故由来の放射線量を平成 32 年 3 月 12 日までに毎時 0.23 マイクロシーベルトに至るまで低下させよ。
 - 3 被告らは連帯して、各原告らに対し、平成 23 年 3 月 11 日からの別紙図面記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、本件原発事故由来の放射線量を毎時 0.23 マイクロシーベルトに低下させた後 1 年後まで、毎月末日限り、金 35 万円及びこれに対する支払日の翌日から支払い済みまで年 5 パーセントの割合による金員を支払え。
 - 4 被告らは連帯して、原告ら（但し、原告(略)を除く）に対し、金 300 万円及びこれに対する平成 25 年 3 月 12 日から支払い済みまで年 5 パーセントの割合による金員を支払え。
 - 5（予備的請求）仮に上記 2 項が認められない場合、被告らは連帯して、各原告らに対し、金 3,000 万円の金員を支払え。
 - 6 被告らは連帯して、各原告らに対し、それぞれ 3 項及び 4 項の金員並びに 5 項の予備的請求が認められる場合には同金員に対する各 10 パーセントの割合による金員を支払え。
 - 7 訴訟費用は被告らの負担とする。
 - 8 この判決は、1 項及び 2 項を除き、仮に執行することができる。

本件訴訟では、主位的請求が原状回復である。津島地区の住民は、代々培われてきた伝統芸能や先祖が切り拓いた土地を承継しながら、地区住民がひとつの家族のように一体となって、豊かな自然と共に生活してきた。しかし、原発事故により、現在もなお放射線量の高い帰還困難区域と指定され、地区全域が人の住めない状況となっている。一部の除染は行われたものの、津島地区全域の除染計画はなく、いつかはふるさとに帰れると信じながらも、いつになれば帰れるか分からないまま、放置されている状況の改善を訴えたものである。

口頭弁論が進む中で、原告団及び弁護団は、現地を裁判官に見てもらおうように、弁護団の中に検証班を作り、検証の実施に向けた準備を行うことになった。

一連の原発賠償訴訟では、既にいくつか検証を進めた事例があったことから、そうした先行訴訟の弁護団から資料の提供や方法論の意見交換をし、本件訴訟における検証に向けた準備を進めることになった⁽⁶²⁾。

(2) 津島訴訟における検証の議論と実施

2017 年 4 月に、原告側の弁護団会議において、検証を裁判所に求める方針で準備を進めることを決定し、検証申出書及び検証の具体的な内容を決める班を立ち上げた⁽⁶³⁾。それ以降、毎月 1 回程度の頻度で、班会議を開き、検証申出書の作成、検証をするにあたってどの現場が効果的か

を選定する等、準備を行ってきた（表参照）。

表 「ふるさとを返せ津島原発訴訟」における検証の準備

日付	タイトル	内容
2017年4月	※弁護士会議	弁護士から名乗りを上げてもらい、検証班を立ちあげる。
5月16日	第1回会議	検証申立書の作成にむけた情報収集と課題の整理、意見交換を行う。
6月8日	第2回会議	検証のポイントをリストアップする。
7月5日	第3回会議	どこを対象にするか等の議論を行う。
9月17日	現地調査	検証ポイントを決めるために現地を回る。
10月13日	第4回会議	検証準備視察結果を踏まえて、検証場所の確認、申出書の内容検討を行う。
11月2日	第5回会議	検証申立書の修正と検証場所を整理する。
12月12日	第6回会議	同
12月21日	※弁護士会議	弁護士会議で報告し、検証を行う方向性で弁護士としても準備を進める決定をする。
2018年2月2日	第7回会議	検証ポイントの整理と原告団への協力依頼を確認する。
2月9日	※原告団役員会	原告との協力を確認するとともに、検証で用いる原告が所持する過去の写真の提供を原告に依頼する。
2月21日	第8回会議	検証のタイムスケジュール案を決める。
3月中		相手方からの反論が届く。
3月7日	第9回会議	反論に対する対応を行う（準備書面の作成）。
3月16日	※進行協議期日	裁判官が「事実上の検証」として「進行協議期日」を設けて、現地に行くことにつき承認する。
3月16日	第10回会議	期日後に原告も交えて会議を行う。
4月20日	第11回会議	原告団と会議を行い、当日の手配の役割分担を行う。
5月8日	第12回会議	ルート・タイムスケジュールを整理する。
6月4日	第13回会議	同
6月中		事実上の検証が9月27日、28日に決定したとの連絡が裁判所より届く。
6月26日	第14回会議	ルート・タイムスケジュールを整理する。
7月18日	第15回会議	当日の原告の参加の把握や報道対応を行う。浪江町役場への対応について議論する（帰還困難区域であるために事前の許可が必要）。
7月7日 8日	現地調査	最初のリハーサルを行う。
8月4日 5日	リハーサル1	通しのリハーサルを行う。現場で、指示説明について、原告団・弁護士での意見交換を行い修正する。
8月8日	第16回会議	8月中に指示説明書の完成をさせることを決める。
8月29日	第17回会議	8月中に指示説明の原稿完成を裁判所に提出することを確認する。
9月15日 26日	リハーサル2	2度目の通しのリハーサルを行う。指示説明についての最終調整を行う。
9月22日 23日	進行協議期日 (事実上の検証)	
それ以降		検証結果を証拠化するために、各担当弁護士が指示説明を整理し、証拠化する作業を行う。その後、11月16日に証拠として裁判所に提出する。

本件訴訟では、「ふるさと」がどのように変容したのかを立証する必要があるため、過去の「ふるさと」と現在の「ふるさと」を比較し、原告の現状を裁判官に理解してもらうことを目標とする。そこで、原告に過去の「ふるさと」がわかる写真やお祭りに使う道具等を用意してもらい、現場で用いるという方法をとることが必要であった。したがって、原告の協力（写真や道具の提供、過去の回顧等）が必要不可欠であり、原告と弁護団で蜜にコミュニケーションをとり意見交換をしつつ、そのタイムスケジュールの具体化を図った。

その結果、検証申立書に書かれた本件訴訟における検証の目的は、①原告らの期間を実現するため、速やかな津島地区全域の除染の必要性和可能性、②仮に除染が実現されなかった場合に、原告らがふるさとを喪失してしまうことによって被る被害の甚大さを明らかにすることであり、これらが検証によって証明すべき事実であるとしている。そのために、検証の内容としては、①住居の内外の破損・汚損・獣害による荒廃、②住居周辺の地域全体の変容、③地域としての社会的・経済的機能の喪失、④故郷としての性質を損なっていることを含む。これによって、事故前の津島地域における地域住民の交流、事故前の暮らしぶり、事故後の状況を明らかにする趣旨である。

もっとも、ここでの問題としては、単に現地を見るだけでは時間の経過による影響などを理解することができないと思われるため、過去と現在とを対比的に見ることが必要であり、それをどのように実現するかということである。前述したハンセン病の実践のように、パネル化した事故前の写真を適示しつつ、以前の暮らしを説明したり、当時の映像の現場における上映などを行うという方法が考えられ、現在の状況との関係では、現地での放射能の測定、現地での原告及び原告代理人による指示説明を行うことをまとめ、こうした内容も検証申立書に記載している。

(3) 検証の実施に対する反論

これに対し、相手方（国・東京電力）は、「検証の必要性」についての反論を出している。それによると、①除染の必要性和可能性については、全損としての評価で済んでいる、②住居周辺の地域全体の変容、地域としての社会的・経済的機能の喪失、故郷としての性質を損なっていることについては、裁判所に顕著な事実もしくは容易に推測できる事実であると反論した。

そして、陳述書、原告本人の尋問、ビデオ撮影、写真撮影結果報告書に加え、新聞・テレビ等による報道、関連する文献資料によっても理解ができ、空間放射線量や土壌の放射線量については、公的な機関における測定結果の公表があったとした。また、事故前の状況については、現地でもそもそも確認できないとした。

(4) 裁判所の方針決定

こうした意見のやり取りをふまえて、裁判所は、進行協議期日に「事実上の検証」を行うことにし、当初は1日に限定する考えを示していたが、原告側の要望が聞き入れられ、2日間の実施

が認められ、実際に行われた。その後、原告側の訴訟代理人により、その内容を書証として証拠提出された⁽⁶⁴⁾。

ところで、ここで「事実上の検証」なる用語が登場し、結果的には裁判官は現地を見たことになるが、民事訴訟法上の検証の手続は利用されなかった。

(5) 私見⁽⁶⁵⁾ — 津島訴訟における現場検証に対する考え方

検証の実施に対する反論にあるような、「他の手段による立証可能性」はあり得べき指摘といえる。しかし、以下に述べる理由から、現場検証を積極的に行うべきであると考えられる。その際に検証という手続を利用するかどうかの有無については後に回し、まず、現場を見ることについて、以下に私見を整理し、環境訴訟、特にこの津島訴訟の現場検証の意義を述べていきたい。

① 原発事故被害特有の問題

原発事故による被害は定量化できない性質の被害であり、そもそも、かつてなかった類の被害といえる。人によって異なる被害実態がある上、その状態は日々刻々と状況が変化するものである。人の営みは、単に言葉や写真で想像ができるものではなく、現地における空間のスケール観（特に津島地区は、集落ごとの距離があるため、その距離感も重要となる）については、そうした紙媒体での理解には限度があるといえよう。

津島地区は、未だに帰還困難区域であり、数多くの家が手入れもできず放置されてしまっており、もともと水田だった場所は木々が生い茂って林どころか森になるかの勢いである。そして、広域に及ぶ帰還困難区域である以上、生活状況を理解するためには、家と家との距離や裏山と住宅との距離なども重要な立証すべき事項であると思われる。これらは、写真だけでは理解（実感）は困難であり、現場を見ることにより、初めて知ることのできる被害であり、かつその地域特有の被害である。こうした事案だからこそ、現場を見る必要がある。

② 訴訟記録・検証調書の問題

そもそも、訴訟記録や検証調書は何度も読み返すことができることがメリットとして挙げられるが、現場は刻々と変わる。現場の状況は刻一刻と変化しており、たとえ検証をしたとしても、訴訟記録や検証調書自体、どんどん古くなってしまい、それは容易に更新しえない。もちろん、裁判官が現地に行ったとしても、それは一度の体験に過ぎないのかもしれない。

ただ、訴訟手続は、結果ではなくプロセスである。裁判が進むと同時に、人々の生活も変化しており、その変化を理解することが現場を見ることの意義といえる。

したがって、現場が移り変わる中での一場面であるとしても、それを見ていることにより、前後の状況の推測もよりしやすくなると思われる。訴訟記録や検証調書のもつ意味は、現場を見たことを前提とする振り返りや記憶の喚起の役割もあり、それ単体に過大な期待をすべきではない。

③ 現場における当事者供述の問題

また、現地における指示説明による当事者の供述の可能性については、確かに、法廷における証拠調べ等による意見陳述や本人尋問の機会が存在する。しかし、それは形式的に1回行えば終わりではない。手続上の主張立証は、形式的な機会の付与ではなく、実質的な意見の付与が必要であり、それは1回で言い足りないことを異なる機会に言うことを妨げるものではない。もし、被告がそれに反論したい場合、現場もしくは法廷において、改めて意見を述べる機会を設ければよい。

④ 場所の切り取りの問題

集団訴訟の場合、広範囲にわたる被害状況において、全ての現場を見ることは物理的に不可能であり、限られた場所や意見になってしまう。しかし、本来は全てを見る必要があるところ、一部を選択して行程を組むことは仕方ないとしても、困難ゆえに全く行かないという選択は、広範囲に及ぶ多大な被害であればあるほど、その検証を行うことを困難にするものであり、甚大な被害を起こした方がこうした手続から解放されることになってしまう。このように、限定された範囲と広範囲で、その検証のしやすさから限定された範囲の方が現場を見る機会を得やすくなると、かえってそちらの方が損害の評価が高くなるというアンバランスを生じる可能性があり、それを解消する必要がある。

⑤ 現場検証の労力の問題

それに加えて、相応の労力と時間を費やすことの負担も問題となる。その労力と比べて、得られる検証結果がその後の審理ないし判断のためにどの程度有用かを吟味する必要があるという主張は前述の学説でもあった。

しかし、検証は、準文書の取り調べとは異なり、裁判官がその感覚作用で、直接、事物の性質・形状・現象・状況を検査・観察して認識結果を証拠資料にするものであり、DVDや写真よりも直截的かつ効率的である事に違いはない。こうした実情の理解による紛争解決の可能性と現地へ行って見ることの労力（時間や手間ひまなど）は、単純に比較できるものではなく、事案の見極めが必要である。

⑥ 小 括

津島訴訟の現状を踏まえると、自分たちの生まれ育った一つの固有の地域社会において、平穏に日常生活を享受することができるという権利（平穏生活権）については、原告らがどのような地域で生まれ育ってきたか、そこで生まれた自然と共存した生活はどのようなものであったか、そのふるさとが現状どのような状態になっているのかを立証することで明らかになり、そのためには、現状の風景、町並み、空気、香りなど、そのすべてを五官の作用で「同時に」感知するこ

とによって、原告の暮らしぶり（生活圏の様子及び生活環境）を把握することで、その被害実態を明らかにすることができるといえる。この「同時性」が現場検証において重要な要素なのである。

そして、その被害自体、未だに全体像は掌握されているとは言えない⁽⁶⁶⁾。この地域が帰宅困難区域に依然として指定されていることから明らかであろう。本件は原発被害をめぐる問題であるが、そもそも環境訴訟における被害状況・被害実態は定型化できるものではなく、事案に応じた訴訟の固有性ともいえる被害の本質をつかむことが必要といえる。これは、訴訟毎に立証する内容の意味合いが異なることを意味し、津島訴訟では、例えば、放射線量の測定の場合、厳密な「数値」を問題にしているわけではなく、「除染を必要とするほど高線量」であることが重要であり、そこにおける五官の使われ方は、「何かを感じる」ことを求めているのではなく、五官では「何も感じない」という事実の体感が重要といえる。つまり、津島訴訟における検証という場では、（記録の）正確性が重要なのではなく、概括的・包括的な被害実態の理解をすることに注目をする必要があり、その目的で現地を見るという理解が望ましいと思われる。

4. 検証の取扱いにおける課題に対する考え方

津島訴訟では、検証を検証手続で行わずに、進行協議期日で「事実上の検証」として行うことになった。それは何を意味するのであろうか。また、どうしてそのような運用になったのだろうか。以下で、検証の取扱いの課題として、両者の違いについて考察する。

(1) 検証と進行協議期日の違い

従前より、裁判所が検証という正式な手続としての時間をとりにくい場合は、裁判官を説得して期日外で事実上現場を見てもらうという方法があると指摘されている⁽⁶⁷⁾。

この運用は、民事訴訟規則でも認めており、裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において、進行協議期日における手続を行うことができるとされる（民事訴訟規則 97 条）。これが「事実上の検証」であり、検証調書の作成方法を工夫することで、正式の検証として実施されることもあるとされる⁽⁶⁸⁾。

そもそも、証拠調べとしての検証について、事件の現場等で状況を確認しながら訴訟の進行についての打合わせを行い、当事者の主張等の確認を受けることや、専門的技術的な問題について知見を有する関係者（技術者等）から説明を受けることは、当事者の主張を深く理解し、訴訟進行のあり方を決定するためにも有益である。そこで、「事実上の検証」などと称して旧法下においても実務上行われ、成果を上げており、この実務上の工夫に法令上の根拠を与えたものとして、裁判所外における進行協議期日があると指摘されていた⁽⁶⁹⁾。この進行協議期日は、あくまで訴訟の進行に関する協議を行うためのものであって、同期日における手続については口頭弁論調書

の規定も準用されず（民事訴訟規則78条）、調書の作成も基本的に予定されていない。

検証の場合、裁判所書記官による調書作成義務が生じるが⁽⁷⁰⁾、検証手続を使用しない以上、検証調書は作成されず、当事者が現地で見聞した様子を写真撮影、ビデオ撮影するなどして、別途証拠化する必要がある⁽⁷¹⁾。そこで、進行協議期日の後、当事者が検証結果をまとめ、書証として提出することで証拠とするという、当事者にとってはひと手間かける必要が出てくる。

(2) 指示説明の厳格性の緩和

検証の現場に出頭した当事者の主張した事項は、明確にしておく必要がある。一般に検証の当日は、検証の現場でなければ主張する事が困難な事項のみに制限するのが妥当とされる。証拠調べとしての検証現場においてした当事者の指示説明は、当事者の主張としての効力はない⁽⁷²⁾。しかし、進行協議期日として行う場合には、そのような制約はかからなくなる。とはいえ、当事者が行う指示説明に相手方が異論がない場合にはその旨の記載をすることが望ましいし、当事者の指示説明とは異なる指示説明を相手方がする場合には、相違点が明らかになるように記載しておくのが望ましいとする⁽⁷³⁾。

指示説明は、当事者が自己に有利な検証の結果を得るべく、指示説明を供述証拠と同等の証拠価値があるものと誤解しがちであるが、裁判所の認識である検証の結果を明示するための記載であり、検証に際してなされた指示説明のすべてを記載する必要はなく、裁判所の認識判断に必要な限度で記載すれば足りる⁽⁷⁴⁾。

この指示説明については、事前にどの程度まで特定をすべきかが問題となるが、少なくとも、当日のアドリブではなく、立証の趣旨から、その場所でどの程度の指示説明をするのかを事前に提示しておく必要がある。もっとも、その厳格性につき、事前に提示したものと、一言一句違わず同じにするとすると、単なる「原稿」であり、法廷と変わらなくなってしまう。指示説明を厳格に捉えるのではなく、事前にある程度の提示は必要ではあるが、それは柔軟に捉えることで、状況が変化する中で、現場の状況の説明としてある程度の余白を認めることで、説明にも本人の言葉で語ることができるリアリティが生まれ、当事者の求める検証の意義がより明確になると思われる。

(3) 検証調書の書証化

検証は、裁判官が五官の作用によって直接事実判断を行うことを本質的要素とする証拠調べである。裁判官が全く実見に関与しなかったような場合には、裁判所の直接の関与がない以上、その結果は検証の結果とはいえない⁽⁷⁵⁾。

そこで、検証の結果、その検証調書を作成する必要が出てくる⁽⁷⁶⁾。検証調書には、①目的物、②検証によって明らかにする具体的事実、③当事者の指示説明、④検証の結果等について、図面・写真等を補助手段として利用して記載される⁽⁷⁷⁾。検証終了とともに検証調書が完成されること

を予定しているが、事実上不可能である⁽⁷⁸⁾。検証調書作成前に裁判上の和解や訴えの取下げにより、訴訟がひとたび終了するとしても、裁判上の和解の無効や訴え取下げの無効の問題から、本案判決をせざるを得ないこともあり得るので、検証を行った場合には、調書は作成すべきであるとする⁽⁷⁹⁾。一方、事実上の検証として進行協議期日に行った場合には、調書と同様の意義のある検証結果報告書（書証）の作成は当事者に移ることになり、提出をするように裁判所も働きかけるべきであろう。

もっとも、前述のように、この調書作成の負担が大きく、またその意義についても従前より異なる意見が出されている。しかし、事後的に意見の相違が出てこないようにするためにも、調書もしくは報告書作成の必要があり、そこに証拠価値があるからこそ、その結果を明確に残すべく、検証手続の事後的な手続があるといっても過言ではないと思われる。

（4）環境訴訟における検証および事実上の検証に共通する意義と効果

検証の効用については、否定的な見解も出されている。「検証においても、検証の目的物を裁判官がその感覚作用により認識する際に誤りが生じうるだけでなく、その認識から事実判断を形成する過程においても誤りは生じうる」とされ、「その事実判断自体は、言語化されることによって客観化されることはないから、裁判官自身の記憶の変容や忘却によって誤りが生じうる」⁽⁸⁰⁾と指摘される。

また、「他の証拠調べと異なり、裁判の事実判断自体は、これが言語化されるなどして他者へ伝達されるという過程が存在しないため、その内容が客観化されることなく、その誤りの有無がそもそも検討される機会がないという性格を持っている」⁽⁸¹⁾とあり、裁判官の認識を改める機会がないことも指摘される。

ただし、文字情報は、それ自体客観化された証拠となり得るが、実際に述べられた言葉が真に述べられたものかどうか、そこで伝えたい事項がきちんと伝わっているかは不明であり、それこそ、そこから感得される事実評価が誤ったものとなり得ないか。つまり、言語としての伝達自体にも誤りはあり得るのだから、検証自体の誤りを恐れて、検証を控えるべきではないということである。これは、陳述書の問題にも合致する。当事者の主張を陳述書としてどのように証拠資料にしていくのか、陳述書作成に当たって、作成者の予断や偏見が入らないかという問題である⁽⁸²⁾。

もっとも、これは、事実認定のあり方が背景的な問題として関係していると思われる。それは、「民事訴訟における事実認定とは、客観的な事実の存在について心証を形成すること」であり、「その認識の対象は人の事実判断そのものではなく、人の事実判断から推論される事実の存否そのもの」⁽⁸³⁾であるという認識である。「人の事実判断は、その批判的検討を通じて、事実の存否の判断に用いられる素材に過ぎない。その事実判断が外部的に明らかでないままである以上、批判的な検討の機会もないことになる」⁽⁸⁴⁾。このような考え方からすると、たしかに「検証が目的物の現在の状態については最も確実な証拠方法といえるとする考え方は、必ずしも普遍的な見解

とは言えない」⁽⁸⁵⁾といえるが、この考え方によると、むしろ、確実な証拠となる方法自体がそもそも存在しないことになる。しかし、だからこそ、一つの方法として、より核心に迫ることができ得る「事実状態」を明らかにするための方法として、検証があるといえる。「民事訴訟における事実認定の正当性や公正性の保障が、仮説とその検証というオープンな過程をたどることにあるとすれば⁽⁸⁶⁾、外部的に明らかにされない事実判断にあまりに重きを置くことはできない」との指摘に対して、進行協議期日における「事実上の検証」を用いることにより、逆に心証形成過程の表示や現場を見ることから来る印象をふまえた釈明により外部的に明らかにすることができる。また、検証において、結果を調書という形で残す以上、そこに判断の前提となる事実が明らかになっており、共通の問題状況が明らかにもなるといえる。これを当事者が作成する書証に代用した場合、その当事者の整理した内容について、相手方は反論等の指摘ができるという意味においては、対等な攻撃防御の機会を得られる点で、手続保障が実効的となる。

もちろん、直接主義との関係では、裁判官が交代する場合も考えられ、そこに、訴訟の長期化の懸念とその場合の新たな裁判官への現場の状況の伝達の困難さの問題が改めて出てきてしまう。もっとも、こうした懸念は、「訴訟制度に内在している限界」⁽⁸⁷⁾であることから、弁論の更新（民事訴訟法249条2項）が存在するわけであり⁽⁸⁸⁾、それを前提に心証形成に寄与しうる証拠として作成しておくことが重要といえよう。

そもそも、検証の目的物を裁判官がその感覚作用により認識する際に誤りが生じうるだけでなく、その認識から事実判断を形成する過程においても誤りは生じうる。その過程自体も、言語化されることによって客観化されることはないから、やはり裁判官自身の記憶の変容や忘却によって誤りが生じうる⁽⁸⁹⁾。また、他の証拠調べと異なり、これが言語化されるなどして他者へ伝達されるという過程が存在しないため、その内容が客観視されることなく、その誤りの有無がそもそも検討される機会がない。

しかし、事実の捉え方として、慰謝料評価（損害評価）のように、主観的な面の考慮が入らざるをえない場合もある。そうなると、事実の客観視ということ自体にも自ずと限度があり、損害評価の例のように客観視にこだわる必要はなく、むしろ、検証の結果を証拠資料のひとつとして取り入れ、その後の手続保障（対論の機会）に重点を置くことで、より充実した検討が可能となると思われる。

「検証が目的物の現在の状態については最も確実な証拠方法といえるとする考え方は、必ずしも普遍的な見解とはいえない」⁽⁹⁰⁾という見解に対しては、逆に検証によって紛争解決に至る可能性もある⁽⁹¹⁾。そして、それは紛争当事者の満足度や納得度にも影響してくるといえる⁽⁹²⁾。

つまり、このような検証の限界を理解しつつも、その意義を最大限活用することこそ、紛争解決に資するのではないかと考えられる。そして、その意味において、「検証」も「事実上の検証」も同様の効果を期待できることから、「検証」を用いるのかあるいは「事実上の検証」を用いるのかは、当該裁判所及び当事者の選択にゆだねられると思われる。法的根拠、手続のあり方や意

味合いは違えども、検証または進行協議期日のどちらにしても、こうした現場検証は行う必要があり、その実現のための選択としてこの2つの方法を位置づけることができると考えられよう。

5. 終わりに

環境訴訟において、実際に現場に行き見て感じることをもって判断材料の一つにすることが必要である。しかし、検証手続を用いて実際に現場を見ることは、裁判官・書記官の負担が大きく、その反動として、検証を回避しようとするとも考えられる。しかし、そうした手続の煩雑さ・負担感ゆえに、意義のある現場を見ることを中止することは本末転倒である。

そこで、「事実上の検証」と呼ばれる進行協議期日を用いた手続によって現場を見るが行われているが、手続法理論上は、検証の手続を用いるべきであるとも考えられる。

ただ、検証の負担としての書記官の調書作成を当事者が書証として作成し、提出した上で、その評価につき、原告・被告の意見をぶつけることで、より裁判官の心証形成にも資するという意味では、検証の代替的なものとしての位置づけでありつつも、当事者と裁判官が合意によって生み出されるより柔軟な方法として、「事実上の検証」という進行協議期日を位置づけることができる。一見、現場まで行くという労力をかけつつも、審理の迅速化や判断材料の増加にもつながる手続保障であるといえる。こうした運用を支持し、現場に行くことに躊躇がないようにすべきである。

検証という手続が厳格かつ裁判所の負担を増すという観点から、回避しがちな現状を肯定し、検証が行われなくなることは、社会の複雑化に対する対応として、それでよいのかという問題が残る。「事実上の検証」によって、それを代替することで、当事者にとって望ましい（実質的な意味での）検証を実施することができる一方で、その事務分担を当事者と分けていくという工夫は（実質的な意味での）検証をより広く行う上でのひとつのモデルとなり得る。

以上⁽⁹³⁾

《注》

- (1) 検証においては、「五官」と「五感」のどちらも用いられるが、「五官」は、外界の事物を感じる5つの感覚器官であり、「五感」は外界からの刺激を感じる動きであり、両者は区別される。
- (2) 町村泰貴「民事手続における情報の保護と利用」民事訴訟雑誌 64号（2018年）24頁以下参照。
- (3) 松田健『テキスト現代社会学（第3版）』（ミネルヴァ書房、2016年）27頁。
- (4) 社会調査として、社会学における研究手法の一つとなっている。佐藤郁哉『社会調査の考え方下』（東京大学出版会、2015年）151頁では、「他の調査法とフィールドワークとを区別する最も顕著な特徴の1つは、調査を通して得られる情報の密度の高さである」と指摘する。また、村山眞維＝濱野亮『法社会学（第3版）』（有斐閣、2019年）6頁は、経験的データの基づく方法の意義を指摘する。
- (5) 従来の検証における議論は、新種証拠としてコンピュータのデータ等に関する議論である。例えば、加藤新太郎「新種証拠と証拠調べ方式」三ヶ月章＝青山善充編『民事訴訟法の争点（新版）』（有斐閣、

- 1988年) 260頁, 田頭章一「新種証拠の取調べ」青山善充=伊藤眞編『民事訴訟法の争点(第3版)』(有斐閣, 1998年) 218頁を参照。
- (6) この検証を考えるきっかけとなったのは、「ふるさとを返せ津島原発訴訟」における検証の準備への関与である。①裁判官に現場を見てもらうことでどのような効果があるのか(法的な意味はあるのか), ②検証の手続の困難さと進行協議期日で実施する背景事情, ③刻一刻と変わっていく現場を検証することの課題など, 本稿の問題意識の基礎となったことをはじめに記しておく。
- (7) 伊藤眞『民事訴訟法(第5版)』(有斐閣, 2018年) 460頁。
- (8) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法下(第2版補訂版)』(有斐閣, 2014年) 213頁, 兼子一ほか『条解民事訴訟法(第2版)』(弘文堂, 2011年) 1274頁[松浦馨=加藤新太郎]。
- (9) 高橋・前掲注(8)213頁。
- (10) 久保利英明=北尾哲郎編『専門訴訟大系2 知財訴訟』(青林書院, 2010年) 59頁。
- (11) 塩崎勤=小賀野晶一=島田一彦編『専門訴訟講座1 交通事故訴訟』(民事法研究会, 2008年) 611頁以下[鹿土眞由美]。
- (12) 松本克美=齋藤隆=小久保孝雄編『専門訴訟講座2 建築訴訟(第2版)』(民事法研究会, 2013年) 472頁[伊藤大介]。なお同書376頁[田中昭人]では, 現地調査は必ず行うべきとあり, 同書464頁[伊藤大介]では, 争点整理をする上でも現地調査は重要であると指摘している。
- (13) 吉川慎一「検証」門口正人代表編集=福田剛久=金井康雄=難波孝一編『民事証拠法体系 第5巻 各論Ⅲ 鑑定その他』(青林書院, 2005年) 86頁。
- (14) 小島武司=高谷進=豊田愛祥『民事実務読本Ⅲ 証明・事実認定』(東京布井出版, 1989年) 130頁[高谷進]。
- (15) 公害は「被害に始まり被害に終わる」と言われおり, その被害実態を裁判官に見てもらう動きの中で出てきたものといえる。
- (16) 斎藤秀夫=小室直人=西村宏一=林屋礼二編『注解民事訴訟法(8)(第2版)』(第一法規, 1993年) 241頁[斎藤秀夫=宮本聖司]。
- (17) 古賀克重『集団訴訟実務マニュアル』(日本評論社, 2009年) 54頁。
- (18) 伊藤・前掲注(7)460頁。
- (19) 高橋・前掲注(8)213頁。
- (20) 鈴木正裕「録音テープの証拠調べ」鈴木正裕ほか編『演習民事訴訟法』(青林書院, 1987年) 107頁。
- (21) 新堂幸司=鈴木正裕=竹下守夫編『注釈民事訴訟法(7)』(有斐閣) 203頁[加藤新太郎]。
- (22) 加藤新太郎編『民事事実認定と立証活動 第1巻』(判例タイムズ社, 2009年) 182頁以下[馬場発言]。
- (23) 加藤編・前掲注(22)183頁[須藤発言]では, 湖で溺死した大学生の遺族が被告である国や県が危険性を警告していなかったことにつき過失があるとして訴えた事例について, 裁判所が検証を行ったことで, 当事者が納得をして, 被告らが注意の標識や立札をたてることで, 賠償を取下げるとし, 訴訟が終了した事案が紹介されている。
- (24) 加藤編・前掲注(22)184頁[加藤発言]。
- (25) 今中道信「民事事実認定のマインド」田尾桃二=加藤新太郎編『民事事実認定』(判例タイムズ社, 1999年) 142頁において, 「現場を見ないと本当にわからない」とあり, 境界確定の事例を紹介し, 「現場を見ていないから, 結論を間違ったと思う」という指摘もある。
- (26) 実務としてどのような書式と内容になるかについては, 古賀・前掲注(17)86頁が, ハンセン病訴訟を例に詳述している。
- (27) 伊藤・前掲注(7)461頁。
- (28) 小島ほか・前掲注(14)132頁[高谷進]。
- (29) 古賀・前掲注(17)54頁。なお, 原告が危篤であるなど, 緊急性がある場合には, 証拠保全に切り替えることもあるという。

- (30) この点につき、当該裁判所がどのように審理計画を立てるかによって、検証の位置づけも変わってくると思われる。
- (31) 松野嘉貞＝石垣君雄「集団訴訟における訴訟手続上の諸課題」司法研究報告書 29 巻 1 号（1978 年）160 頁以下では、当事者の主張に対する釈明処分的な観点か証拠保全的な観点から、実質的証拠調べの段階に入る前の比較的早期に実施することも考えてよいなどの指摘がある。
- (32) 司法研修所編『大規模訴訟の審理に関する研究』（法曹会，2000 年）180 頁。
- (33) 古賀・前掲注(17)55 頁。
- (34) 伊藤・前掲注(7)461 頁。
- (35) 古賀・前掲注(17)43 頁。
- (36) 新堂ほか編・前掲注(21)243 頁 [加藤新太郎]，斎藤ほか編・前掲注(16)276 頁 [斎藤秀夫＝宮本聖司＝西村宏一] 等。
- (37) 兼子ほか・前掲注(8)958 頁 [新堂幸司＝上原敏夫]。なお、裁判所法 60 条 5 項は、「書記官は自己の事実判断が裁判所のそれと異なるときは、自己の感得したものを記載できる」とある。
- (38) 小島ほか編・前掲注(14)133 頁 [高谷進]。
- (39) 高橋・前掲注(8)215 頁。
- (40) 伊藤・前掲注(7)461 頁。
- (41) 新堂ほか編・前掲注(21)209 頁 [加藤新太郎]，高田裕成＝三木浩一＝山本克己＝山本和彦編『注釈民事訴訟法第 4 巻 第一審の手続(2)』（有斐閣，2017 年）839 頁 [手嶋あさみ]。
- (42) 伊藤・前掲注(7)461 頁。
- (43) 高橋・前掲注(8)214 頁。
- (44) 高橋・前掲注(8)214 頁。
- (45) 高橋・前掲注(8)134 頁は、形式的証拠力との類似性を指摘する。
- (46) 加藤編・前掲注(22)180 頁 [加藤発言] では、「裁判官が多忙のためもあってあまり積極的でないということが言われることがあります。そうではなく、むしろ検証目的とコストパフォーマンスを考えて、代替的な証拠方法がないかも考えてその採否をしている」とある。
- (47) 吉川・前掲注(13)85 頁。
- (48) 松本ほか編・前掲注(12)472 頁。
- (49) 吉川・前掲注(13)85 頁。
- (50) 瀬木比呂志『民事訴訟法』（日本評論社，2019 年）406 頁も「現場の検証がふさわしい事案（ことに公害事案）では、どのような形にせよ現場をみておくのが適切である」と指摘する。
- (51) 松野＝石垣・前掲注(31)160 頁。
- (52) 司法研修所編・前掲注(32)179 頁。
- (53) 松野＝石垣・前掲注(31)162 頁。加藤編・前掲注(22)179 頁 [須藤発言] では、湾港局の船が通った際に、その船跡波で係留していたはしけが岸壁にぶつかって壊れたとして損害賠償請求された事案で、検証によると、同じ船を走らせてどの程度の波がたつのかを見たいとしても、その時間帯にその現場周辺にほかの船が通行することによる影響を考えなくてはいけない上、日頃の波を裁判長が大きな波と誤解してしまった例を紹介している。
- (54) 加藤編・前掲注(22)177 頁 [須藤発言]。
- (55) 司法研修所編・前掲注(32)179 頁。
- (56) 吉川・前掲注(13)86 頁。
- (57) 斎藤ほか編・前掲注(16)255 頁 [斎藤秀夫＝宮本聖司＝西村宏一]。
- (58) 斎藤ほか編・前掲注(16)264 頁 [斎藤秀夫＝宮本聖司＝西村宏一]，兼子ほか・前掲注(8)963 頁 [松浦馨＝加藤新太郎]。
- (59) 斎藤ほか編・前掲注(16)265 頁 [斎藤秀夫＝宮本聖司＝西村宏一]。
- (60) 司法研究所編『民事訴訟のプラクティスに関する研究』（法曹会，1989 年）135 頁参照。

- (61) 新堂ほか編・前掲注(21)211頁, 216頁 [加藤新太郎]。
- (62) 津島訴訟では、福島地裁いわき支部で平成30年3月22日に判決が出て、現在控訴審である仙台高裁に係属中の「いわき避難者訴訟」の弁護団から資料提供を受けたとのことである。なお、先行訴訟では、生業訴訟が2016年3月17日に、いわき避難者訴訟が2016年7月22日に現地検証を行っている。(生業訴訟では控訴審においても、2019年5月27日に現地検証を行っている。)
- (63) なお、弁護団では、主に「責任班」と「損害班」に役割分担をして訴訟の準備を進めている。
- (64) 当日の様子は、各種報道がなされている。例えば、毎日新聞2018年9月28日(ネット記事につき、<https://mainichi.jp/articles/20180928/ddl/k07/040/030000c> <2019年10月31日確認> 参照)。
- (65) 原告側の弁護団の意見交換を間近で見たことから、もちろんそちらへのバイアスはあるが、それは切り離して、現場検証の意義と必要性について、一般論として検討する。
- (66) 原発事故被害については、植田和弘『大震災に学ぶ社会科学第5巻 被害・費用の包括的把握』(東洋経済社、2016年)に整理されているが、植田和弘「持続可能な発展から見た被害評価」同書2頁は、「東日本大震災・原発事故に伴う被害は、きわめて甚大で広域・多様に広がり、いまだにその実態が十分に把握されているとはいえない」と前置きする。
- (67) 小島ほか編・前掲注(14)130頁 [高谷進]。
- (68) 司法研修所編・前掲注(32)179頁。
- (69) 最高裁判所事務総局民事局監修『条解民事訴訟規則』(司法協会、1997年)221頁。
- (70) 瀬木・前掲注(50)405頁では、「過去の実務では、検証は、主として検証調書を作成するのが大変であることから、裁判所、ことに裁判所書記官からいやがられることが多かった」と指摘される。そして、そうした事情から「裁判所と裁判所書記官が事実上現場に行って双方当事者の説明を聴きながら「事実上の検証」ですませる例がかなり多かった」ようである。しかし、「調書の作成が面倒だから」という理由はおおよそ正当化が難しいため、「検証の結果についても規則68条1項を類推適用して、ビデオテープ等の引用による簡略化を図る方向がベターであろう」とする。
- (71) 圓道至剛『若手弁護士のための民裁判実務の留意点』(新日本法規、2013年)110頁、同『企業法務のための民事訴訟実務解説(第2版)』(第一法規、2019年)115頁。
- (72) 斎藤ほか編・前掲注(16)277頁 [斎藤秀夫=宮本聖司=西村宏一]。
- (73) 藤田広美「証拠調べの記録化」門口正人編集代表『民事証拠法体系 第2巻総論Ⅱ』(青林書院、2004年)262頁。
- (74) 藤田・前掲注(73)262頁。
- (75) 高田ほか編・前掲注(41)865頁 [手嶋あさみ]。
- (76) 兼子ほか・前掲注(8)1275頁 [松浦馨=加藤新太郎] は、「検証は、本来は文書に残せない性質のものを対象にしているから、冗長な文章で検証調書を作成することは避け、写真や図面等を活用し、わかりやすくすることに留意すべき」とする。
- (77) 藤田・前掲注(73)262頁。
- (78) 斎藤ほか編・前掲注(16)275頁 [斎藤秀夫=宮本聖司=西村宏一]。
- (79) 斎藤ほか編・前掲注(16)275頁 [斎藤秀夫=宮本聖司=西村宏一]。
- (80) 吉川・前掲注(13)88頁。
- (81) 吉川・前掲注(13)88頁。
- (82) 陳述書について、最近の論考として越山和広「口頭主義と準備書面・陳述書の役割」論究ジュリスト24号(2018年)34頁以下。
- (83) 吉川・前掲注(13)89頁。
- (84) 吉川・前掲注(13)89頁。
- (85) 吉川・前掲注(13)89頁。
- (86) 吉川慎一「事実認定の構造と訴訟運営」自由と正義50巻9号(1999年)71頁。
- (87) 吉川・前掲注(13)86頁。

- (88) 古いものであるが、千種達夫「弁論の更新と調書」判例時報 172 号（1959 年）5158 頁。
- (89) 吉川・前掲注(13)88 頁。
- (90) 吉川・前掲注(13)89 頁。
- (91) 小島ほか編・前掲注(14)130 頁 [高谷進] では、日照妨害をめぐる紛争で原告の自宅が真っ暗になった状況を裁判官に事実上見てもらい、その後の和解手続で有利になった例があると指摘されている。
- (92) 2019 年 3 月 27 日に東京地裁が福島原発避難者 13 人に対して、東電に約 2,100 万円の賠償を命じる判決を出している。この判決について、自身が賠償の対象から漏れた原告の一人が「避難後に自ら住居を確保し、生活を新たに始めた場合は、避難生活は発生しない」と指摘されたことに対して、「事故がなければ新たな住まいなんて選んでないよ。裁判官には現地を見てほしかった。きっと違う判決になっていたはずだ」と述べている（東京新聞 2019 年 3 月 28 日朝刊 30 面参照）。現地を見ずに判断することについて、当事者がどう考えるのかを端的に表していると思われる。
- (93) 「ふるさとを返せ津島原発訴訟」の検証の準備に関わった山田勝彦弁護士、大塚正之弁護士、大木裕生弁護士らとの意見交換の中で問題意識が生まれ、まとめるに至った。諸先生方に感謝申し上げたい。

(原稿受付 2019 年 11 月 6 日)